

支援を必要とする子どもの就学について

川崎市教育委員会
川崎市総合教育センター
特別支援教育センター

はじめに

学校教育には、障害のある子どもの自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。そのため、文部科学省では、「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システムを構築するための特別支援教育を推進しています。

インクルーシブ教育システムの構築には、「障害のある子供と障害のない子供が、可能な限り同じ場で共に学ぶこと」を目指すべきであり、その際には、それぞれの子供が授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか」という最も本質的な視点に立つことが重要になります。

川崎市では、お子さん一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学びの場について話し合う、就学相談をおこなっております。就学相談では、お子さんの教育的ニーズを明らかにして、必要な教育的支援や学習環境の整備等について相談します。また、様々な就学の場を紹介するとともに、お子さんが安心して充実した学校生活を送るためにどのようなことが必要か、一緒に相談していきます。



目次

I 様々な学びの場について

1 通常の学級（学区の小学校）	1
2 通級指導教室	1
3 特別支援学級（学区の小学校）	2
4 特別支援学校小学部（県立・市立）	3
5 医療のサポートについて	3

II 就学相談の流れについて

1 就学相談の流れ	4
2 年間スケジュール	4
Aの就学相談の流れ	5
Bの就学相談の流れ	6
Cの就学相談の流れ	7

III 就学相談の申込について

1 申込方法	8
2 申込期日	9
3 申込先	9
4 相談日時の決定	9

IV 就学相談 当日について

1 当日の流れ	10
2 当日の持ち物	10

V 入学までの連携

1 総合教育センターとの連携	11
2 学校との連携	11
3 関係機関との連携	11

VI 就学先の決定について

1 就学先の決定	12
2 障害の程度	12
3 学びの場の見直し	12
4 合意形成に至らなかった場合	12

【資料】学区外の小学校への就学（指定変更）について 13

【資料】相談室の案内 14

I 様々な学びの場について

1 通常の学級（学区の小学校）

集団による一斉指導で、小学校学習指導要領に沿った教育が行われます。

- ・各学校では、支援教育コーディネーターを中心に、「特別支援教育校内委員会」（名称は学校ごとに異なります）が設置され、お子さんにとって「必要な支援」を検討します。
- ・担任による支援（座席の配慮、個別の言葉かけ等）が基本となります。お子さんと学校の状況に応じて、複数の教員による授業（ティームティーチング）や別の場で個別のニーズに合わせた分かりやすい指導などが行われる場合もあります。

2 通級指導教室

通常の学級に就学した場合、お子さんの状況や必要に応じて、障害の改善・克服を目的とする通級指導教室を利用することができます。保護者の付き添いで在籍校から通級指導教室設置校に週1回1時間程度通う設置校方式と、通級担当者が在籍校を訪れ在籍校の一室で指導を受ける巡回方式があります。設置校方式、巡回方式のどちらの方式で指導を行うかは、個別の指導計画に基づき、通級指導教室が決めます。いずれの方式も、教科の遅れを補充するための学習指導は行いません。

お子さんの状況に応じて、難聴、言語、情緒関連の通級指導教室が設置されています。難聴は市内に1教室、言語と情緒関連は各区に1教室ずつ設置されています。

難聴（市立聾学校に設置）

- ・補聴相談、聞こえにくいことに起因する対人関係面や学習面の遅れがあるなどの心配がある場合。

言語（各区に1教室設置）

- ・発音に誤りがある、話すときに言葉がつまったり同じ音を繰り返したりする、言葉の遅れがある、知的な遅れはないが読み書きが苦手、理解や表現に偏りがあるなどの心配がある場合。

情緒関連（各区に1教室設置）

- ・コミュニケーションのとり方に困っている、場面の切り替えが苦手、集団に入りにくい、感情のコントロールがしにくいなどの心配がある場合。

【通級指導教室が設置されている小学校・特別支援学校】

在籍校の所在地	通級指導教室（難聴）	通級指導教室（言語）	通級指導教室（情緒関連）
川崎区	聾学校	川崎小学校	川崎小学校
幸区		御幸小学校	御幸小学校
中原区		東住吉小学校	東住吉小学校
高津区		久本小学校	久本小学校
宮前区		宮前平小学校	富士見台小学校
多摩区		三田小学校	東生田小学校
麻生区		はるひ野小学校	はるひ野小学校

通級指導教室での指導に合わせて、通級指導教室センター的機能担当教員が通級指導教室を利用している児童の在籍校との支援連携（支援教育コーディネーターへの助言等）を実施しています。（P.7参照）

- ◇難聴の通級指導教室の利用を検討される方は、令和8年1月以降、聾学校へ相談の申込をしてください。
- ◇言語、情緒関連の通級指導教室の利用については、入学後、学校の相談を通しての申込になります。まずは、学級担任、支援教育コーディネーターに相談し、お子さんの支援について考えましょう。

3 特別支援学級（学区の小学校）

通級指導教室よりも学校生活全般に支援が多く必要な場合、学習上および生活上の支援ニーズが高いお子さんの学びの場です。

- ・市内のすべての市立小学校に設置されています。
- ・障害の状態や必要な支援によって学級種別が決定され、学級編制がされています。
(知的障害 肢体不自由 病弱・身体虚弱 弱視 難聴 自閉症・情緒障害)
- ・国の基準で、学級種別ごとに8名までで1学級が設置され、担任は1学級1名が原則です。
- ・特別支援学級では、お子さんの実態と学校の状況に応じて、特別な教育課程を編成して教育活動を行います。
- ・学習面だけでなく、生活面、行動面、対人関係面など幅広く指導します。
- ・多くの学校では、小集団指導や集団学習を中心に、必要に応じて個別の課題に応じた学習の時間を取り入れています。
- ・交流及び共同学習（通常の学級での学習）は、お子さんの状況と学校の状況から内容や形態について、学校と相談します。

【時間割の例】

※学級種別が同じであっても、教育的ニーズや発達段階（学年）の違いによって教育課程は異なります。

【知的障害特別支援学級の時間割の例】

★印は交流の時間

月	火	水	木	金
日常生活の指導（朝の会など）				
国語	算数	★生活	国語	★音楽
★音楽	★図工	生活単元 学習	★体育	算数
★生活	国語		自立活動	国語
算数	★体育		道徳	★図工

【自閉症・情緒障害特別支援学級の時間割の例】

★印は交流の時間

月	火	水	木	金
国語	国語	★生活	道徳	★図工
算数	算数	★体育	★生活	★図工
★体育	★生活	国語	国語	★体育
自立活動	★国語	算数	算数	国語
★音楽	★学活		★音楽	算数

- ・市立特別支援学校地域支援部担当教員がセンター的機能として、市立小中学校の特別支援学級に訪問支援を行い、児童生徒の指導などについて特別支援学級の教員への助言等を行っています。

※特別支援学校のセンター的機能：学校教育法第74条や特別支援学校学習指導要領により、特別支援学校には特別支援教育のセンター的機能が規定されています。専門性を活かし、小中学校等に在籍する支援が必要な児童生徒の教育について助言等を行うものです。

4 特別支援学校小学部（県立・市立）

健康面や生活面、行動面等の様子から支援が非常に多く必要な場合、「特別支援学校小学部」があります。

- ・川崎市には、知的障害教育部門、肢体不自由教育部門、聴覚障害教育部門の特別支援学校があります。
- ・知的障害教育部門、肢体不自由教育部門設置の特別支援学校は、支援ニーズの高い児童が対象です。多くの場合、「自立活動」「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」などを中心とした教育課程を編成しています。聴覚障害教育部門の特別支援学校では、基本的に小中学校に準ずる教育課程を編成しています。
- ・知的障害教育部門、肢体不自由教育部門設置の特別支援学校では、教育部門ごとにそれぞれの通学地域を定め、スクールバスを運行しています。運行している地域と経路は、ある程度決まっています。
- ・国の特別支援学校の教員配置基準で、教員が配置されています。
- ・各学校の入学予定者数はある程度決まっています。

教育部門	学校名	所在地
知的障害	県立鶴見支援学校	横浜市鶴見区
	県立高津支援学校	高津区
知的障害・ 肢体不自由併設	市立田島支援学校 桜校 ※	川崎区
	市立田島支援学校 さくら分教室	
	市立中央支援学校 大戸分教室	中原区
	市立中央支援学校 稲田分教室	多摩区
	県立麻生支援学校 ※	麻生区
肢体不自由	県立中原支援学校 ※	中原区
聴覚障害	市立聾学校	
視覚障害	県立平塚盲学校	平塚市大原
	横浜市立盲特別支援学校	横浜市神奈川区

※印の学校では、訪問による教育が行われています。また、医療的ケアが必要な児童生徒のために看護師を配置しています。市立特別支援学校では、医療的ケアが必要な児童生徒の状況に応じて看護師が学校を訪問してケアを実施しています。

田島支援学校小学部 桜校とさくら分教室について

- ・桜校では、ゆったりした日課で、可能な限り一人一人の状況に合わせた日課を提供し、お子さんの成長を促します。また、看護師が配置され、医療的ケアを行う体制が整っています。
- ・さくら分教室では、お子さんの実態に合わせて、さくら小学校の通常の学級との交流及び共同学習を実施しています。時間割はさくら小学校の日課に合わせた形になります。

※同じ田島支援学校小学部であっても、桜校とさくら分教室とは日課や教育課程が異なるので、どちらの教育課程が適切であるかについては、就学相談、川崎市教育支援会議での審議を経て、川崎市教育委員会が総合的に判断します。

5 医療のサポートについて

(1) 入院して治療している方への支援

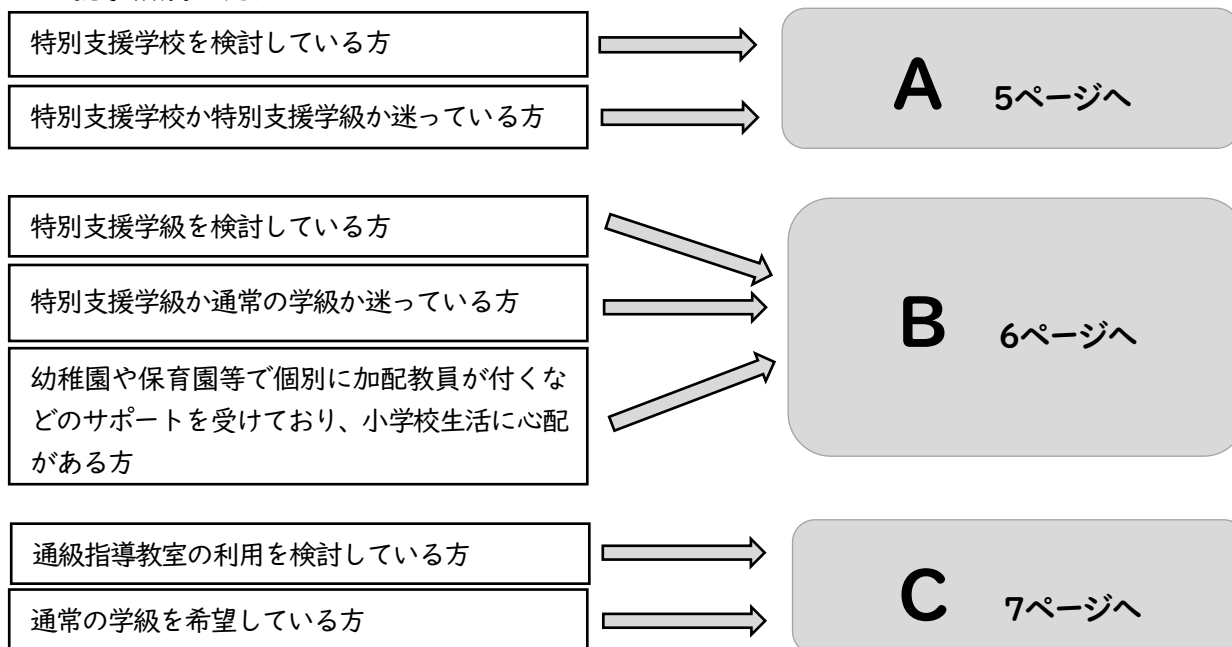
- ・入院などにより通学が困難な児童のため、院内学級や訪問による教育があります。個々の状況については、総合教育センターでの就学相談の際にお話してください。

(2) 医療的ケアが必要な方への支援

- ・市立学校では、医療的ケア児童への必要な支援を行っています。個々の状況については、総合教育センターでの就学相談の際にお話してください。

II 就学相談の流れについて

I 就学相談の流れ



2 年間スケジュール

就学相談の主な流れは以下の表のとおりです。検討している学びの場によって就学相談の流れが異なりますので、詳しい流れについては5ページ以降で確認してください。

4月上旬	就学説明会の資料と動画を川崎市総合教育センターのホームページに掲載します。
5月	Aの方 就学相談申込の締切（5月10日までに郵送・消印有効）
6月	小学校の学校見学会 県立・市立特別支援学校の学校説明会 Bの方 就学相談申込の締切（6月30日までに郵送・消印有効） 総合教育センターでの相談を終えられた方から、小学校での個別の教育相談開始（AとBの方）
7月	
8月	川崎市教育支援会議専門部会（8月より開催）
9月	小学校での個別の教育相談開始（Cの方）
10月	
11月	各小学校での就学時健診 ☆川崎市教育支援会議
12月	
1月	学校指定通知書発送 指定変更手続き ☆川崎市教育支援会議
2月	各学校での入学説明会
3月	☆川崎市教育支援会議
4月	入学

A の就学相談の流れ

**5月10日(土)までに
郵送してください。
(消印有効)**

1. 就学相談の申込

- ・「就学相談申込票A」「プロフィール票(コピー)」「返信用封筒(110円切手貼付)」に必要事項を記入の上、郵送してください。

2. 総合教育センターでの相談

- ・お子さんの行動観察、保護者との相談を行います。お子さんは、基本的に集団場面での行動観察を行います。ただし、お子さんの状況によっては運動面や安全面に配慮し、個別での行動観察を行うことがあります。
- ・教育的ニーズを把握してお子さんにとってどのような支援が必要か、どのような教育環境が合っているか相談します。

**5月～
小学校の学校見学会に参加しましょう。**

**県立・市立
特別支援学校の
学校説明会に参加
しましょう。**

3. 行動観察の様子の報告

- ・相談後2～4週間で、就学相談時のお子さんの様子について電話等でお伝えします。
- ・行動観察の場面から考えられる教育的ニーズや学校で必要な支援についてご提案します。

**4月～
幼稚園、
保育園、
療育センター等
への訪問**

総合教育センター
職員が訪問し、お
子さんの様子を観
察します。

プロフィール票を活用しましょう

4. 小学校での個別の教育相談

- ・保護者から直接学区の小学校に電話し、支援教育コーディネーターと日時を決めてください。
- ・現在のお子さんの状況、幼稚園、保育園、療育センター等での支援について伝えましょう。
- ・総合教育センターでの相談の様子を伝えましょう。
- ・小学校での支援体制について聞きましょう。
- ・お子さんにとって必要な支援等について相談しましょう。
- ・校長、支援教育コーディネーターと相談しましょう。

5. 川崎市教育支援会議専門部会(8月より開催)

- ・障害のある子どもの就学について専門的な知識を有する委員によって組織する「川崎市教育支援会議専門部会」において、お子さんの教育的ニーズと必要な支援から学びの場について意見を聞きます。

6. 保護者への連絡・報告

- ・教育支援会議専門部会での意見について、専門部会終了後1週間程度で保護者の方にお電話でお伝えします。お子さんの様子から、ご希望と異なる就学先や支援方法をご提案する場合や、体験入級等をお勧めする場合があります。必要に応じて継続して相談を行います。

特別支援学校

相談継続

特別支援学級

7. 特別支援学校での入学相談

- ・総合教育センターから連絡を受けた保護者は、就学先の特別支援学校と連絡を取り、入学相談の日程を決めます。入学相談では、お子さんも一緒に就学予定先の学校に行き、面談を行います。

7. 継続して相談

- ・特別支援学級の体験入級をするなど、継続して相談をします。

8. 川崎市教育支援会議

- ・学校関係者、医師、学識経験者等の専門的な知識を有する委員によって組織する「川崎市教育支援会議」において、お子さんの教育的ニーズと必要な支援について審議します。

8. 就学先の決定

- ・令和8年1月に入学指定校通知書が届きます。2月の入学説明会に参加しましょう。

9. 就学先の決定

- ・川崎市教育支援会議の審議結果を受けて川崎市教育委員会として総合的な判断を行います。
- ・令和7年12月以降に「入学通知書」が届きます。

B の就学相談の流れ

6月30日(月)までに

郵送してください。

(消印有効)

1. 就学相談の申込

- ・「就学相談申込票B」「プロフィール票(コピー)」「返信用封筒(110円切手貼付)」に必要事項を記入の上、郵送してください。

2. 総合教育センターでの相談

- ・お子さんの行動観察、保護者との相談を行います。
- ・教育的ニーズを把握してお子さんにとってどのような支援が必要か、どのような教育環境が合っているか相談します。

5月～
小学校の学校見学会
に参加しましょう。

3. 行動観察の様子の報告

- ・相談後2～4週間で、就学相談時のお子さんの様子について電話等でお伝えします。
- ・教育的ニーズや学校での必要な支援についてお伝えし、行動観察の場面から考えられる学びの場(特別支援学級・通常の学級等)についてもご提案します。

プロフィール票を活用しましょう

4. 小学校での個別の教育相談

- ・保護者から直接小学校に電話をし、支援教育コーディネーターと日時を決めてください。
- ・現在のお子さんの状況、幼稚園、保育園、療育センター等での支援について伝えましょう。
- ・総合教育センターでの相談の様子と学びの場の意向を伝えましょう。
- ・小学校での支援体制(通常の学級・特別支援学級)について詳しく聞きましょう。
- ・お子さんにとって必要な支援等について相談しましょう。
- ・お子さんと一緒に校長、支援教育コーディネーターと相談をしましょう。

5. 総合教育センターへ連絡(小学校との個別の教育相談後、早めに)

- ・小学校での個別の教育相談の内容を伝えましょう。
- ・学びの場について、保護者の意向を確認させていただきます。

特別支援学級

通常の学級

6. 就学先の決定

- ・川崎市教育委員会として総合的な判断を行い、学校長へ通知します。
- ・令和8年1月に、小学校への「入学指定校通知書」が届きます。ご家庭への、特別支援学級へ入級する旨の特別な通知はありません。
- ・体験入学、入学式当日の流れ等について、必要に応じて小学校と相談しましょう。

入学後の相談について

- ・入学後、心配なことや支援について相談したい時は、まず学級担任や支援教育コーディネーターに相談しましょう。小学校では、支援教育コーディネーターが教育相談の窓口になっています。
- ・入学後も総合教育センター相談室での相談は可能です。その際は、まずは学校にご相談ください。

C の就学相談の流れ

プロフィール票を活用しましょう

小学校での個別の教育相談（9月～）

- ・9月以降、保護者から直接小学校に電話をし、支援教育コーディネーターと日時を決めてください。
- ・現在のお子さんの状況や必要な支援について伝えましょう。
- ・小学校での支援体制（通常の学級・特別支援学級）について詳しく聞きましょう。
- ・お子さんと一緒に、校長、支援教育コーディネーターと相談しましょう。

※小学校での相談後、特別支援学級入級の意向があれば、総合教育センターでの就学相談を申し込みます。

入学後の相談について

- ・小学校では、支援教育コーディネーターが教育相談の窓口になっています。入学後、心配なことや支援について相談したい時は、まず学級担任や支援教育コーディネーターに相談しましょう。
- ・入学後も総合教育センター相談室での相談は可能です。その際は、まずは学校にご相談ください。

通級指導教室（難聴）を検討している方について

- ・令和8年1月以降、聾学校へ通級指導教室の相談申込をしてください。
- ・入学後も相談の申込はできます。その場合、学級担任や支援教育コーディネーターと相談しましょう。

通級指導教室（言語・情緒関連）を検討している方について

- ・入学前から通級指導教室の利用を検討したいことを小学校に伝えておきましょう。現在、言語の指導を受けており、言語の通級指導教室を検討されている方は、入学前から小学校と相談しておきましょう。
- ・入学後、学級担任や支援教育コーディネーターと相談し、お子さんの支援について相談しましょう。

通級指導教室センター的機能

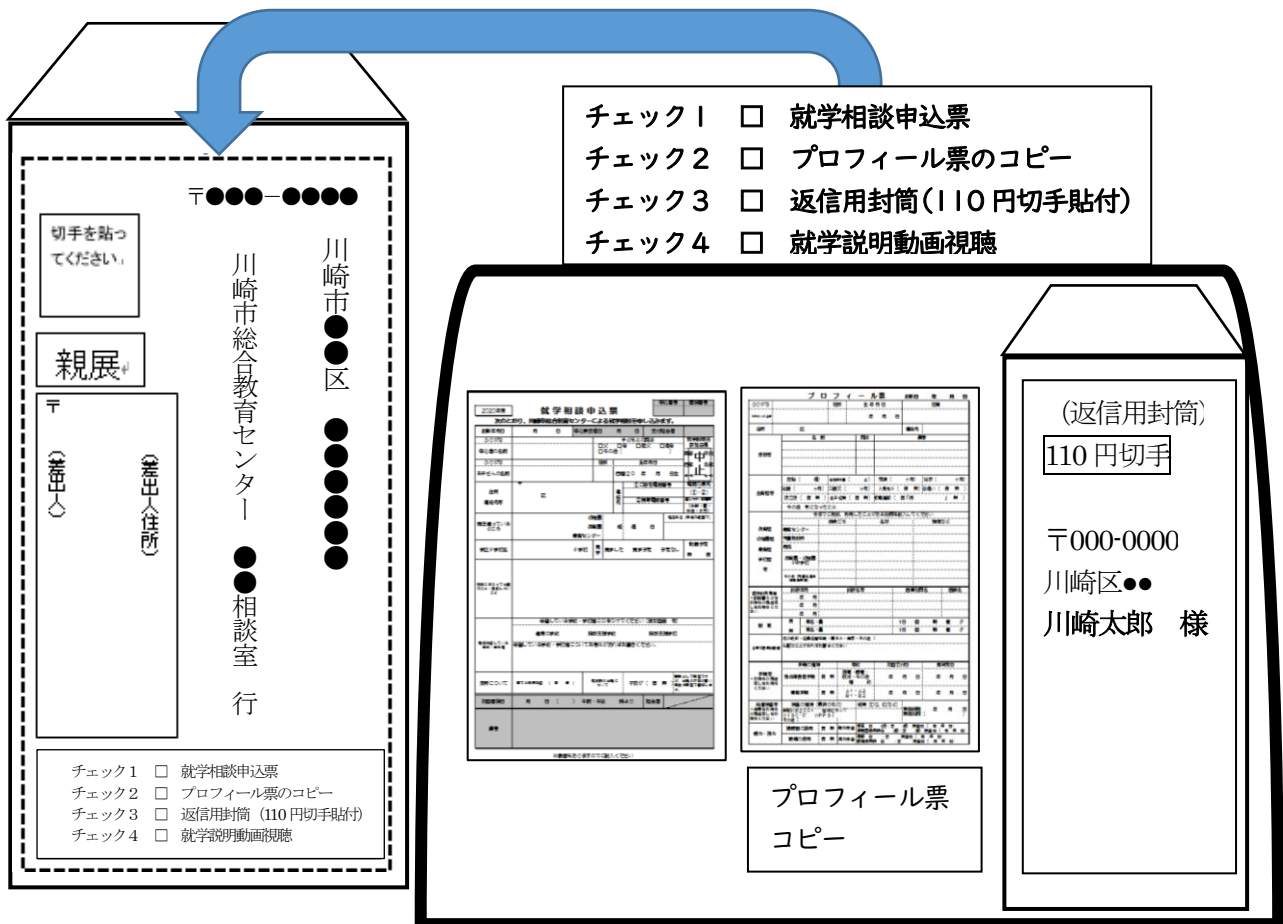
- ・通級指導教室での指導に合わせて、通級指導教室センター的機能担当教員が通級指導教室を利用している児童の在籍校との支援連携（学級担任、支援教育コーディネーターへの助言等）を実施しています。また、通級指導教室の利用を検討している児童についても支援連携を行っています。

Ⅲ 就学相談の申込について

1 申込方法

- (1) 就学相談申込票 A または B とプロフィール票を記入しましょう。(裏面もあります)
プロフィール票をコピーし、原本はお手元で保管しておいてください。

- (2) 定型封筒 2 通と 110 円切手 2 枚を準備します。(申込封筒・返信封筒)
- (3) 申込封筒に宛名用紙を利用して貼り付け、返信用封筒に申込者の住所とお名前を記入します。
名前には『様』をつけてください。
- (4) 必要書類を申込封筒に入れて、郵送します。



※個人情報を送付するので「特定記録郵便」等の郵送方法の検討をお勧めします。

2 申込期日

・申込期日は検討している学びの場によって異なります。(P.4～7参照)

< Aの方 >

- 5月10日(土)までに総合教育センター 各相談室宛(下記申込先)に郵送してください。(消印有効)

< Bの方 >

- 6月30日(月)までに総合教育センター 各相談室宛(下記申込先)に郵送してください。(消印有効)

< Cの方 >

- 9月以降、まず、各学校で個別の教育相談をしましょう。

3 申込先

・お住いの地域により、相談室が異なり、郵送先が異なりますので、注意してください。

川崎市・幸区・中原区 : 塚越相談室 ☎212-0024 川崎市幸区塚越1-60

高津区・宮前区・多摩区・麻生区 : 溝口相談室 ☎213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3

4 相談日時の決定

< Aの方 >

5月下旬に、総合教育センターの相談担当者から保護者宛に、返信用封筒を利用して「相談日時のお知らせ」を郵送します。相談日時の変更等がある場合は、相談担当者に直接電話でご連絡をお願いします。

※電話連絡は平日の午前9時から午後5時

※相談時間については、「相談日時のお知らせ」で必ず確認してください。

塚越相談室 ①6月12日(木) ②6月13日(金) ③6月20日(金) ④6月24日(火) ⑤7月3日(木)
溝口相談室 ①6月18日(水) ②6月25日(水) ③6月27日(金) ④6月30日(月) ⑤7月4日(金)
相談時間・1回目 9:20~10:10 ・2回目 10:40~11:30 ・3回目 13:20~14:10 ・4回目 14:40~15:30

※お子さんの状況によっては、運動面や安全面に配慮し、集団場面ではなく個別での行動観察を実施します。その際は事前に電話で連絡をします。上記設定日時と異なることもあります。

< Bの方 >

申込後2~3週間程度で、総合教育センターの相談担当者から保護者宛に、返信用封筒を利用して「相談日時のお知らせ」を郵送します。相談日時の変更等がある場合は、相談担当者に直接電話でご連絡をお願いします。

※電話連絡は平日の午前9時から午後5時

※相談時間については、「相談日時のお知らせ」で必ず確認してください。

相談開始時間は平日9時、10時、11時、13時、14時、15時、16時から設定します。相談時間は40分です。例：9時から相談の案内が来た場合は「9:00~9:40」となります。

IV 就学相談 当日について

I 当日の流れ

来所時

- ・保護者はお子さんと一緒に来所します。相談開始時間の5分前には必ず到着するようにお願いします。
- ・相談室窓口でお子さんのお名前と相談担当者のお名前をお伝えください。相談開始時間になるまで、待合室でお待ちください。

※約束の時間より大幅に遅れた場合は日時を再設定することがあります。

保護者とのご相談…お子さんとは別の部屋でお話をします

- ・保護者の方から、現在のお子さんの様子、就学にあたって心配なことや意向、生育歴などを伺います。相談の中でお子さんの教育的ニーズを確認し、よりよい就学の方向性を一緒に考えます。
- ・これまでの成長の様子、家庭での様子（家族とのかかわり、身の回りのこと）、幼稚園、保育園、療育センター等での様子（友だちとのかかわり、指示理解、集団生活）、病院や療育センターでの診断、発達検査の結果、療育手帳などについてお話を伺います。

お子さんの行動観察…保護者の方とは別の部屋で行動観察をします

- ・お子さんは、子ども担当と一緒に活動しながら簡単な課題や行動観察を行います（発達検査ではありません）。
- ・Aの方は、基本的に集団場面での行動観察を行います。ただし、お子さんの状況に応じて、個別での行動観察を行う場合があります。
- ・Bの方は、個別での行動観察を行います。
- ・入院等の事情により、本人の来所が難しい場合は事前にご連絡ください。

2 当日の持ち物

- ・プロフィール票の原本。
- ・療育手帳、身体障害者手帳等を取得されている場合は、その写し（カバーから外し、表面を開いた状態のもの）。
- ・発達検査や医師の診察を受けている方は、発達検査や医師の診断（療育センターの医師を含む）等の写し、またはメモ等（医療機関や療育機関に結果等をご確認ください）。
- ・服薬をしている方は、お薬手帳等の写し。

お子さんにとってより適した学びの場を考えるには、十分な情報収集が必要です。そのために、発達検査や医師の診断等、お子さんの障害の程度や状態がわかる資料を提出していただいています。できるだけ就学相談を受ける前に、療育機関や医療機関等で発達検査や医師の診断などを確認しておいてください。

V 入学までの連携

I 総合教育センターとの連携

<お子さんの相談時の様子と必要な支援について>

- ・相談担当者から、相談後2～4週間を目途に、お電話でご報告します（午前9時から午後5時）。来所されてのご報告も可能です。電話・来所、どちらの場合でも、書面でのご報告は行っていませんので、御了承ください。
- ・必要に応じて、繰り返し相談日を設定することも可能です。

<総合教育センターでの相談後>

- ・総合教育センター相談担当者と保護者で、適宜電話での情報交換や来所相談を行っていきます。
- ・「手帳の更新、発達検査の実施、医師の診断、服薬等の変更」など新たな情報が生じた場合は、相談担当者に必ず連絡してください。

<入学まで>

- ・就学先が決定した後も、これからの支援や学校との連携など心配なことがあれば、総合教育センターでの相談を行うことができます。
- ・就学相談は、令和8年3月31日で終了となります。

2 学校との連携

<プロフィール票の活用>

- ・「プロフィール票」には、お子さんの様子がまとめて書かれています。学校との個別の教育相談をする際には「プロフィール票」を活用し、お子さんの様子を伝えましょう。
- ・川崎市立学校入学後、特別支援学校・特別支援学級のお子さんについてはサポートノート（個別の教育支援計画・個別の指導計画）を作成します。その時にも「プロフィール票」をサポートノートの一部として使います。

3 関係機関との連携

- ・必要に応じて幼稚園、保育園、療育センター等と、情報交換またはお子さんの様子を観察させていただくことがあります。同様に、各学校等と連絡を取り合うことがあります。また、お子さんに必要な支援について、川崎市教育支援会議で意見を聴取する場合があります。
- ・保護者の同意を得て、医療機関と連携をとることがあります。

<その他>

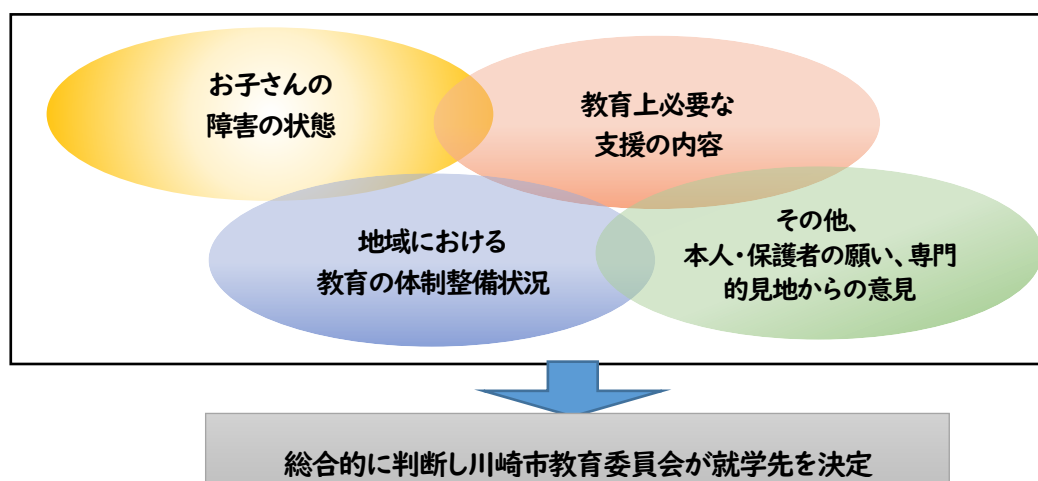
- ・就学相談時の資料は、就学後5年間保存した後、廃棄します。
- ・就学相談を行う上で必要とした個人情報については、就学相談及び就学先決定以外の目的で使用することはありません。
- ・就学後に教育相談を希望される場合は、学校と十分に相談したうえで、学校を通してお申し込みください。

V 就学先の決定について

I 就学先の決定

就学先の決定に当たっては、お子さんの障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情から総合的に判断します。

また、就学相談においては、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を可能な限り尊重し、本人・保護者や教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、学校関係者、医師、学識経験者等の就学について専門的な知識を有する委員によって組織する「川崎市教育支援会議」において、お子さんに適した就学先について審議し、最終的には川崎市教育委員会が決定します。(学校教育法施行令第5条)



2 障害の程度

学校教育法施行令第22条の3に示されている「障害の程度」に該当する者のうち、「その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して」教育委員会が特別支援学校に就学させることが適当であると認める者が、特別支援学校に就学します。(学校教育法施行令第5条)

3 学びの場の見直しについて

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、学びの場を見直すことも可能です。

4 合意形成に至らなかった場合

就学相談では、保護者と丁寧に相談を進めていきますが、就学先の決定に不服がある場合は、行政不服審査法に基づき審査請求を行うことも可能です。

<参考法令等>

- ・学校教育法第8章「特別支援教育」
- ・学校教育法施行令第5条、17条、18条、22条等
- ・学校教育法施行規則第8章「特別支援教育」
- ・「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成25年9月1日付け25文科初第655号）
- ・「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」
（平成25年10月4日 25文科初第756号）
- ・「障害のある子供の教育支援の手引き ～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」
令和3年6月 文部科学省

【資料】 学区外の小学校への就学(指定変更)について

各学校には通学区域が定めてあり、お子さんは原則としてお住まいの住所を通学区域とする学校に通います。ただし、家庭や個人の特別な事情から、やむを得ず入学指定校を変更する必要がある場合に限り、指定変更手続きを申請することができます。

お住まいの区役所から令和8年1月に「学校指定通知」がご家庭に届きます。「指定変更の手続き」は、それ以降に行います。


※詳しくは川崎市教育委員会のホームページ内「市立小中学校の指定変更手続きについて」(下記2次元コードで読み取り)でご確認ください。



市立小中学校の指定変更手続きについて

【資料】 相談室の案内

<p><塚越相談室> 原則として川崎・幸・中原区 電話：541-3633 住所：幸区塚越1-60 塚越中学校に隣接しています。</p> <p><自動車> ・駐車場が利用できます。</p> <p><交通機関> ・JR南武線 鹿島田駅より徒歩約8分 ・臨港バス【川60】川崎駅西口発 鹿島田行または元住吉行バス 「明治橋」下車徒歩2分</p>	
<div style="display: flex; align-items: center;">  <p>塚越相談室案内2次元コード</p> </div>	

<p><溝口相談室> 原則として高津・宮前・多摩・麻生区 電話：844-3700 住所：高津区溝口6-9-3 国道246号線沿い</p> <p><自動車> ・駐車場が利用できます。</p> <p><交通機関> ・JR南武線 武蔵溝ノ口駅より徒歩約20分 ・東急田園都市線 高津駅より徒歩約10分 二子新地駅より徒歩約10分 ・東急バス【向02】向ヶ丘遊園駅南口発 二子玉川行バス約20分 「高津営業所前」下車徒歩1分</p>	
<div style="display: flex; align-items: center;">  <p>溝口相談室案内2次元コード</p> </div>	